

(案)

## 令和7年度岡山市情報発信事業「ハレまちの過ごしかた研究所」業務委託仕様書

### 1 業務名

令和7年度岡山市情報発信事業「ハレまちの過ごしかた研究所」業務委託

### 2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

### 3 委託業務の目的及び概要

岡山市の災害の少なさや温暖な気候、交通結節点としての利便性の高さなどから「岡山市＝安全・安心で住みやすい都市」という認知度が全国的に高まり、平成25年度以降、様々な移住定住支援施策や情報発信の取り組みを行っている。

そのうえで、本業務はこれまでの広範囲の対象者に向けた一般的な内容の情報発信とは切り口を変えた取り組みにより、さらに岡山市についての濃い情報を届けていきたいと考えている。

本業務ではターゲットを20代～30代の女性に絞り、情報発信における岡山市の移住定住イメージを表す言葉として設定したタグライン「ずっと住みたい岡山市のこと。ハレまちの過ごしかた研究所」のイメージに沿って、ピックアップした本市の特色や魅力を発信することにより、本市への興味関心を高め、移住定住を促進していくことを目的とする。

### 4 業務内容

本業務の基本的な内容は、以下のとおりとする。

#### (1) 実施計画の策定

受託者は、本業務の実施計画（基本方針、事業計画及びスケジュール及び、実施体制等）を策定すること。なお、ターゲットは、一般的に移住定住の主導権を持ちやすいといわれる女性のうち、情報感度が高く、SNSを情報源としている20代～30代とする。

#### (2) 移住定住のブランディング

令和5年度に設定した本業務での情報発信におけるタグライン「ずっと住みたい岡山市のこと。ハレまちの過ごしかた研究所」のブランドイメージを継続して、情報発信における岡山市への移住定住のブランディングについて有効だと思われる方法等について提案すること。

#### (3) インスタグラム「ハレまちの過ごしかた研究所」の運営

① 本業務専用アカウントの運営、管理をすること。アカウントは次のとおりとする。

ア. アカウント名 「hareken.okayama.city」ハレまちの過ごしかた研究所

イ. アドレス <https://www.instagram.com/hareken.okayama.city/>

- ウ. アイコンは現行のものを継続して使用すること。
  - エ. プロフィール欄より、岡山市移住定住情報サイト「おかやませいかつ」(<https://okayama-life.jp/>)へリンクできるようにすること。
  - オ. セキュリティについて、管理体制を徹底し、トラブルが発生した場合はただちに適切な処理を行うとともに、本市へ報告を行うこと。またアカウントへのログインパスワード管理は、限られた者のみで行うこと。
- ② 発信内容の作成等について
- ア. 発信内容は現在のブランドイメージを継続し、そのイメージに合うものになるよう、岡山市民、岡山市、受託者、アートディレクターなどをメンバーとする組織によって事前に選定を行うこと。選定方法はリアル、オンラインを問わない。なお、メンバーについては受託者が本業務遂行に適する人物を具体的に提案し、岡山市と協議のうえ決定すること。提案時に、参加を見込める人物がいれば、具体的に提案すること。また、組織の運営管理は受託者が行うものとし、その運営管理方法を提案すること。
  - イ. 発信内容については、本市の移住定住情報サイト「おかやませいかつ」の「5分でわかる岡山の魅力」(<https://okayama-life.jp/attraction/>)に掲載しているような一般的な内容ではなく、これらとは別の視点から見たときに気付く岡山市の暮らしやすさなどが伝わるものとする。
  - ウ. 投稿する文章は雑誌編集経験者が編集する、画像は静止画・イラスト・動画の種類は問わないが、リールやストーリーズは動画クリエイターが監修するなど、表現のプロによる発信を行い、その情報に触れたターゲットが、当該情報を拡散したくなるような魅力的な内容にすること。またその拡散を促すための工夫や方法を提案すること。
  - エ. 現在のブランドイメージに合う投稿を1つ作成して、その文章と写真数枚を提案書により提示すること。
  - オ. 発信内容作成のための撮影費、執筆費、取材費等は全て受託者の負担とする。
  - カ. 発信内容は、投稿前に本市担当者の確認を受けること。
  - キ. 発信内容をアーカイブするウェブサイトを可能な限り運営すること。
- ③ 発信時間帯、発信回数を提案すること。なお発信回数は投稿とストーリーズを合わせて月に10回以上とすること。
- ④ アカウントの認知度の向上
- これまで岡山市に関心がなかった層の興味を引くことを狙いとし、当該アカウントへ主に東京や大阪などの岡山県外から多くの人にたどり着いてもらうための工夫や方法を提案すること。
- (4) 独自提案
- ① 上記の実施と連動し、本業務の効果を高めるために有益と考えられる独自の取り組みを1つ以上提案し、実施すること。ただし、実施に要する経費は全て当初の契約金額に

含むものとする。

- ② ①の取り組みは、日ごろからInstagram「ハレまちの過ごしかた研究所」を見ているユーザーが岡山市への興味関心をより高めて、実際に岡山市を訪れてみたいと感じられるようなイベントの開催とする。
- ③ 提案の際には、提案の理由やイメージ、コンセプト、それを実現するための方法等を具体的に示すこと。

#### (5) 次年度事業への引継ぎ

次年度以降も本業務が継続される場合に備え、次年度の受託者にスムーズな引き継ぎができるよう、運営等を行うこと。なお、引き継ぎの方法について提案すること。

### 5 本業務における目標値

本業務実施にあたり、目標値を以下のとおりとする。提案者は4(1)から(4)の提案につきこの数値達成に向けた最適な提案を行うこと。ただし、目標値に達しなかったとしても、誠実な履行が認められない場合を除き、受託者の不利益はないものとする。

- (1) Instagramの1か月間のアカウントへのアクセスに対してのフォロー率 10%以上 (分子：実際にフォローした数/分母：1か月にアカウントにアクセスした数)
- (2) Instagramの岡山県外のフォロワー数 500人増加

### 6 適用範囲

本仕様書は、岡山市が受託者に委託する本業務全般の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務を効果的に実施する上で必要な業務については、岡山市との協議の上、受託者の負担と責任において誠実に履行すること。

### 7 協議

- (1) 本業務の実施期間中において、受託者は岡山市と緊密な連絡に努め作業を遂行しなければならない。業務の定期報告や分析ツールを活用した効果検証を定期的に行うこと。(開催頻度は岡山市と協議して決定するが、毎月1回を想定。)また、これ以外にも岡山市は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることができる。なお、協議で決定し、又は岡山市が指示した事項等について、受託者は定期的にその進捗を報告すること。協議した内容は協議終了後、速やかに議事録を作成して提出すること。
- (2) 岡山市が必要と認めたときは、作業の変更又は中止をすることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は変更後の条件を両者の協議により定めるものとする。

### 8 契約時に提出する書類

受託者は、本業務を実施するにあたり以下の書類を作成し、岡山市の承諾を得なければならない。

- (1) 課税事業者届出書
- (2) 委託業務着手届
- (3) 工程表（委託作業表）
- (4) 業務責任者届
- (5) 下請負通知書（本業務の一部を再委任する場合に限る。）

## 9 知的財産権等

- (1) 受託者は、本業務の範囲内で製作した成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいい、第 27 条、第 28 条に定める権利を含む。）を、本委託業務完了時に岡山市に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本業務において製作した成果物が著作物に該当する場合において、岡山市並びに岡山市より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。
- (3) 受託者は、本業務を実施するにあたり、第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、キャラクター、音楽等）を使用する場合には、受託者の負担により岡山市と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。
- (4) 受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (5) 本業務において、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、岡山市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

## 10 法令・条例等の適用

受託者は、業務の実施にあたり次に掲げる法令・条例等を準用し、これを遵守しなければならない。

- (1) 岡山市契約規則
- (2) 個人情報の保護に関する法律
- (3) その他の関係法令

## 11 秘密の保持

- (1) 受託者は、この契約に基づく委託業務の遂行に関し、知り得た秘密・個人情報を履行中はもちろんのこと履行期間終了後においても、これを他に漏えいし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。
- (2) 受託者は、業務の遂行にあたっては、「個人情報の保護に関する法律」及び「岡山市情報

セキュリティポリシー」を遵守し、取得した個人情報は、その取扱いに最大限の注意を払わなければならない。

(3) 受託者は受託情報を保護するため、岡山市と個人情報の保護に関する法律に基づく「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結しなければならない。

(4) 受託者は、本業務において岡山市情報セキュリティポリシーにおける機密性3の情報資産※を取り扱う全ての従事者（再委託先等も含む）の所属、氏名、作業内容、取り扱う情報資産を書面で本市に報告すること。また、システム障害発生時その他の場合において当初報告していない者が業務に従事する必要を生じたとき、又は報告した従事者が従事しなくなったときは、改めて報告をすること。

※「機密性3の情報資産」とは、個人情報の保護に関する法律に規定する個人情報、法令又は条例の定めにより守秘義務を課されている行政情報（前述の個人情報を除く）、法人その他の団体に関する行政情報で漏えいすることにより当該団体の利益を害するおそれのあるもの、漏えいした場合、行政に対する信頼を著しく失墜するおそれのある行政情報、情報システムに係るパスワード及びシステム設定情報のこと。

## 12 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、岡山市の責に帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、岡山市は一切の責任を負わない。

## 13 貸与資料等

(1) 受託者が本業務を実施する上で必要となる資料等のうち、岡山市が提供することが可能な資料等は、岡山市が受託者に無償で貸与するものとする。

(2) 貸与された資料等は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において貸与した資料等は、契約期間満了後若しくは契約解除されたとき又は本業務履行上不要になった場合は、速やかに岡山市に返還しなければならない。また、貸与資料等の複製物は適切に廃棄するなど岡山市の指示に従った処置を行うこと。

## 14 業務報告書

(1) 受託者は、本業務終了時に岡山市に業務報告書を提出すること。提出する報告書は、すべてA4（一部A3可）にて作成すること。提出期限は令和8年3月31日までとする。

(2) 岡山市の求めに応じ、制作したデジタル素材のデータを収めた電子媒体（CD-ROM又はDVD-ROM）を1枚提出すること。

(3) その他、本業務において報告すべきと考えられる事項については、岡山市と協議の上、報告すること。なお、業務報告書には、岡山市と協議を行った際の資料、議事録、最終的な効果、成果、実績データ等を添付すること。

## 15 その他

- (1) 本業務の開始から終了までの間、経過内容全般を常に把握している専任担当者を置き、円滑な実施のために定期的に岡山市と連絡調整を行うこと。
- (2) 受託者は、令和7年度岡山市情報発信事業「ハレまちの過ごしかた研究所」業務委託契約書等に規定するもののほか、当該公募に係る受託者の企画提案に従って本業務を実施するものとする。ただし、企画提案の一部について、より適切な事業運営のため、岡山市と受託者が協議のうえ、双方の合意が得られれば、変更することがあるものとする。
- (3) 本業務に当たり使用するデータ、画像等の著作権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害した時は、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (4) 本業務に伴う必要な経費は、受託者が負担すること。
- (5) 本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を岡山市に提示しその承認を得ること。
- (6) 再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- (7) 本業務に係る各種の証拠書類については、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (8) この仕様書に定めのない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに岡山市と受託者とが協議して決めるものとする。